

意見案第2号

準抗告の申立て及び保釈請求における法令手続の見直しを求める意見書

勾留中の被疑者・被告人は、身体拘束から解放されるため、刑事訴訟法に基づき、裁判所に準抗告の申立てや保釈請求を行うことが可能となっており、裁判所が認めた場合は、即座に解放されることとなっている。

この場合における準抗告の申立てや保釈請求は、法令上、押印された申立書等の原本を弁護人が裁判所まで持参して、又は郵送により提出する必要があるが、広大な面積・多雪・寒冷といった本道の特性においては、例えば、稚内市から、準抗告の申立てに対する判断に必要な合議体を有する旭川地方裁判所に持参する場合、片道250キロメートルの距離の移動が必要であったり、郵送の場合も冬季は交通事情などにより時間を要するなど、原本の提出による弊害は顕著であり、地理的・自然的な要因等によって、必要がない勾留がなされ、拘束からの解放の時期が遅れることは、被疑者や被告人又はその家族などの社会生活にも重大な影響を及ぼすものである。

よって、国においては、準抗告の申立てや保釈請求などの手続に係る時間・困難さや地域格差が発生している現状に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 準抗告の申立てや保釈請求など、押印を必要とする申立書等の原本提出の見直しを速やかに行うこと。
- 2 国の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が取りまとめた報告書等を踏まえ、関係書類の提出のオンライン化やシステム障害が発生した場合等の代替手段としてファクシミリ等による柔軟な対応も可能とするなど、必要な法改正等を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 各通

北海道議会議長 小畑保則